

第7期太良町障害福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

太良町

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	2
第 2 章 障害者の状況	3
1. 身体障害者の状況	4
2. 知的障害者の状況	5
3. 精神障害者の状況	6
第 3 章 成果目標	7
1. 施設入所者の地域生活への移行	7
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
3. 地域生活支援拠点等の整備	9
4. 福祉施設から一般就労への移行等	10
5. 障害児支援の提供体制の整備等	11
第 4 章 障害福祉サービスの見込量	13
1. 訪問系サービス	13
2. 日中活動系サービス	15
3. 居住系サービス	17
4. 相談支援	18
5. 障害児支援	19
第 5 章 地域生活支援事業の見込量	21
1. 必須事業	21
2. 任意事業	22
第 6 章 計画の推進体制	24
1. 計画の進行管理	24
2. 関係機関等との連携	25

第1章 計画の概要

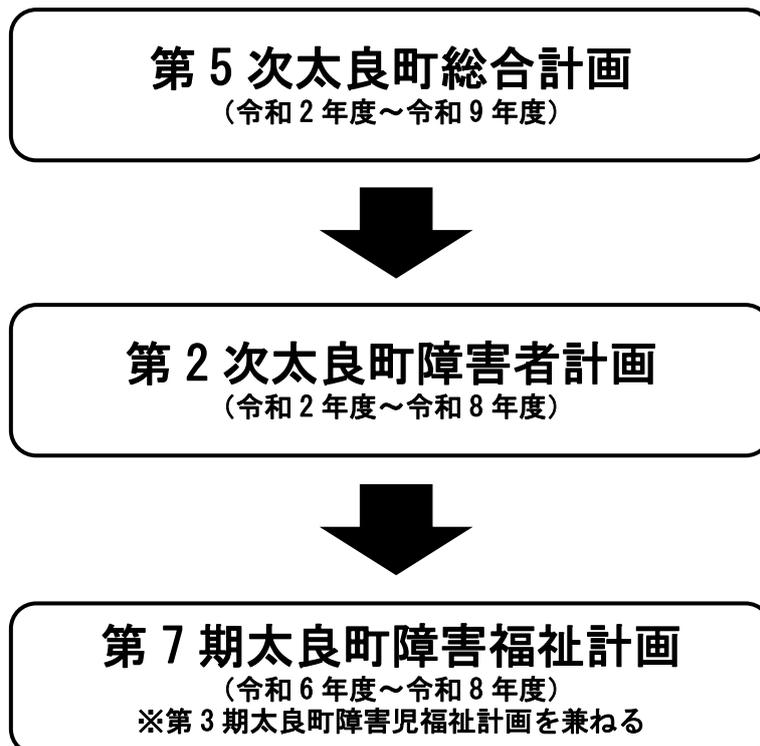
1. 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画（障害福祉計画）を定めることとされています。

本町では、平成18年度から20年度までを第1期、平成21年度から23年度までを第2期、平成24年度から26年度までを第3期、平成27年度から29年度までを4期、平成30年度から令和2年度までを第5期、令和3年度から令和5年度を第6期として障害福祉計画を策定し、障害者の地域生活を支援するためのサービスの提供体制の充実等について計画的に実施してきました。

また、令和元年度において障害者基本法に基づく「太良町障害者計画」を見直し、障害者やその家族に対する支援の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で、ともに支えあい、自分らしく暮らせるまちの実現をめざした取り組みを進めています。

「第7期太良町障害福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画に位置付けられるとともに、「太良町障害者計画」の個別計画であり、障害福祉サービス等の必要量や確保のための方策を定め、提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定するものです。



2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

国の法制度の改正等が生じた場合は、その改正内容に合わせて、必要に応じ見直しを行うこととします。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
太良町障害福祉計画 (障害児福祉計画を兼ねる)	第5期計画		第6期計画			第7期計画			
太良町障害者計画	第1次計画	第2次計画							

第2章 障害者の状況

太良町の障害児・者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和5年3月31日現在で939人、総人口8,193人に対する割合は11.46%であり、町民の約10人に1人に何らかの障害があるという状況です。

人口は毎年減少しているのに対し、障害児・者数は特に変動はありませんでした。

●太良町の障害者手帳所持者数の推移（障害別）

（単位：人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人口 8,466 人		人口 8,345 人		人口 8,193 人	
	人数	人口比	人数	人口比	人数	人口比
身体障害者手帳所持者	778	9.19%	774	9.28%	773	9.43%
療育手帳所持者	111	1.31%	116	1.39%	120	1.46%
精神障害者保健福祉手帳所持者	47	0.56%	49	0.59%	46	0.56%
合計	936	11.06%	939	11.25%	939	11.46%

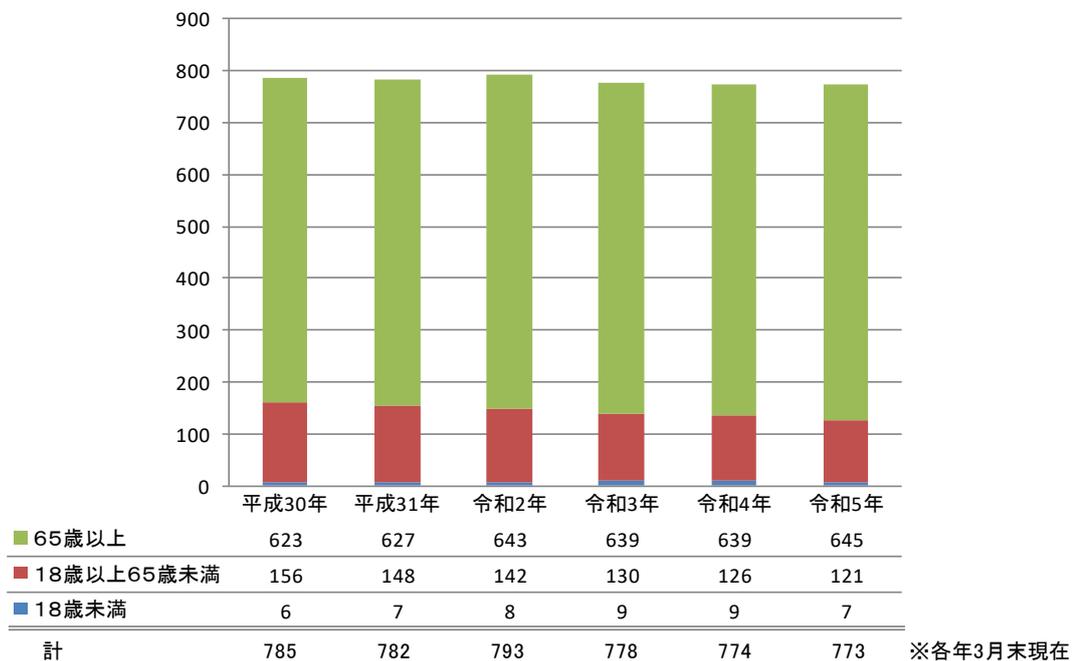
※数値は各年度末現在

※太良町総人口は、住民基本台帳上の数値

1. 身体障害者の状況

平成30年からの身体障害者手帳所持者の総数は横ばいとなっていますが、65歳以上の数は微増傾向にあります。令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は773人で、うち65歳以上が645人（全体の83.4%）とほとんどの割合を占めています。種類は肢体不自由が485名（全体の62.7%）と最も多くなっています。

●身体障害者手帳所持者数の推移（年齢構成別） （単位：人）



●身体障害者手帳所持者数（種類別、等級別） （単位：人）

種類 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	11	9	3	1	3	2	29
聴覚・平衡機能障害	1	10	4	18	0	15	48
音声・言語・そしゃく機能障害	1	0	1	1	0	0	3
肢体不自由	32	60	37	186	144	26	485
内部機能障害	97	3	66	42	0	0	208
計	142	82	111	248	147	43	773

※令和5年3月末現在

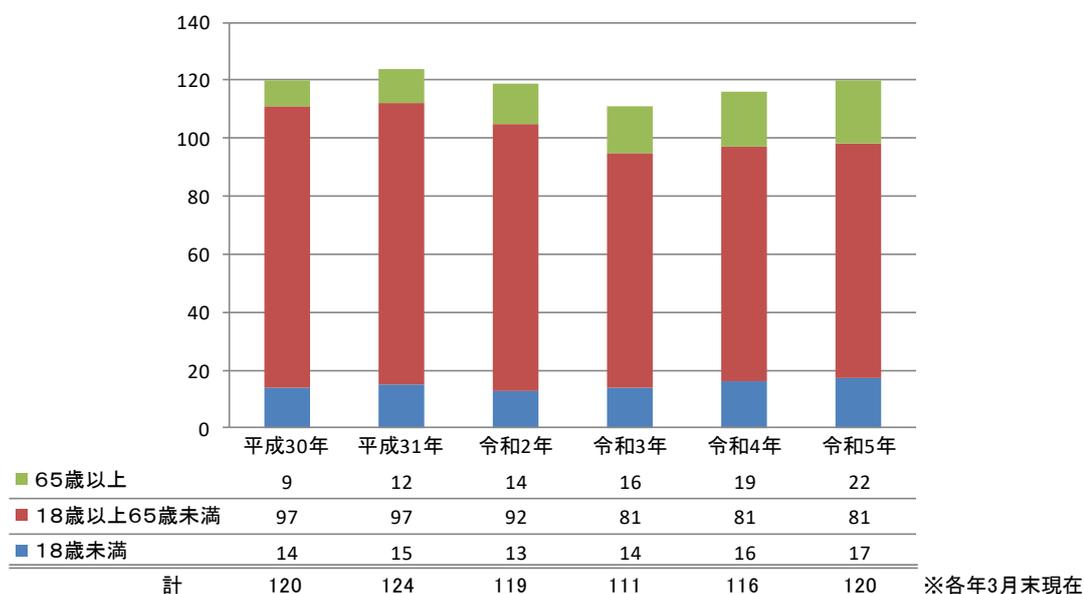
2. 知的障害者の状況

平成30年からの療育手帳所持者の総数は多少の変動はありますが、ほぼ横ばいとなっています。年齢構成別にみると、65歳以上の割合が増加しており、令和5年3月31日現在では120人の内22人（構成費18.3%）となっています。

療育手帳所持者数を等級別でみると、令和5年3月31日現在で「療育A」が43人（構成比35.8%）、「療育B」が77人（構成比64.2%）となっています。

●療育手帳所持者数の推移（年齢構成別）

（単位：人）



●療育手帳所持者数（等級別）

（単位：人）

種類 \ 等級	療育A	療育B	計
療育手帳所持者	43	77	120

※令和5年3月末現在

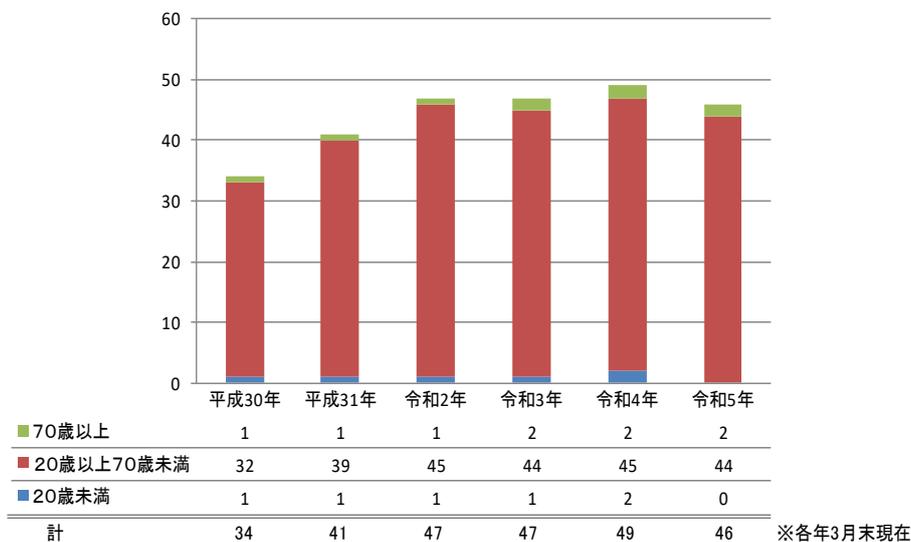
3. 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の総数もほぼ横ばいとなっており、平成30年3月31日現在の34人から、令和5年3月31日現在で46人（12人、35%の増）となっています。

年齢構成別にみると、20歳以上70歳未満の割合が高く、令和5年3月31日現在で46人中44人（構成比95.7%）となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数は多少の変動はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢構成別） （単位：人）

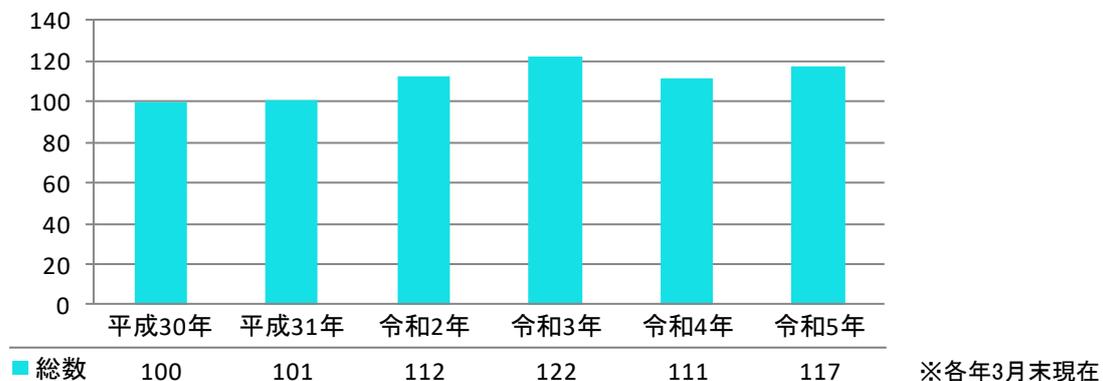


●精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別） （単位：人）

種類 \ 等級	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳所持者	3	32	11	46

※令和5年3月末現在

●自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 （単位：人）



第3章 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、施設入所者数を5%以上削減すること。

【町の目標値】

令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数30人に対して3人が地域生活へ移行することを目標とし、新規施設入所者を差し引いたうえで施設入所者数が2人減少することを目標とします。

項目	数値	考え方
【基礎数値】 令和4年度末時点の施設入所者数（A）	30人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数（B）	28人	令和8年度末時点の施設入所者の見込み数
【目標値】 地域生活への移行者数	3人 (10.0%)	施設入所から自宅、グループホーム、民間アパート等への移行者の見込み数
【目標値】 施設入所者の削減数（A-B）	2人 (6.6%)	削減見込み数

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・令和 8 年度における精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする
- ・令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数の目標値を設定する。
- ・令和 8 年度の精神病床における入院後 3 か月時点の退院率を 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。

【町の活動指標】

長期入院患者数及び早期退院率については県が定めるものです。

町では、県の目標値に基づき、活動指標について次のとおり設定します。

項目	数値
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の開催回数	年 2 回
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場への参加者数	10 人以上

3. 地域生活支援拠点等の整備

●地域生活支援拠点とは

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らすため、居住支援のための機能等（相談、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等）を提供するものです。

太良町では、杵藤地区内の各事業所等と連携しながら、既存の社会資源を活用した面的整備により平成30年4月に整備しています。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- ・地域活動支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【町の目標値】

- ・令和8年度末までの間、杵藤圏域において1つ以上の地域生活支援拠点等を確保します。
- ・中長期的に必要な機能を見直し、強化するための検証及び検討を年1回以上行います。

項目	目標
地域生活支援拠点等の設置数	1か所
地域生活支援拠点等の検証及び実施回数	1回以上

4. 福祉施設から一般就労への移行等

①年間一般就労移行者数

【国の基本指針】

- 福祉施設の利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度の1.28倍以上とする。

【町の目標値】

- 令和8年度において、福祉施設の利用者のうち4人が一般就労へ移行することを目標とします。

項目	数値
【基礎数値】 令和3年度の一般就労への移行者数	3人
【目標値】 令和8年度の一般就労への移行者数	4人 (1.3倍)

※福祉施設の範囲……就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

②就労定着支援事業所の利用者数及び就労定着率が7割以上の割合

【国の基本指針】

- 令和8年度中における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【町の目標値】

- 令和8年度中において、一般就労に移行する者のうち2人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

項目	数値
【基礎数値】 令和3年度就労定着支援事業利用者数	0人
【目標値】 令和8年度就労定着支援事業利用者数	2人 (2.0倍)
【目標値】 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上

5. 障害児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置し（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置であっても可）、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【町の目標】

現在杵藤圏域に設置されている児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所との連携や周知を図り、支援が必要な児童の利用を促進します。

項目	数値
児童発達支援センターの設置数（圏域内）	2か所
保育所等訪問支援事業所数（圏域内）	4か所

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置であっても可）。

【町の目標】

現在杵藤圏域に設置されている主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携や周知を図り、支援が必要な児童の利用を促進します。

項目	数値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（圏域内）	2か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所（圏域内）	3か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】

令和 8 年度末までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても可）。

【町の目標】

現在杵藤圏域で設置している医ケア児支援のためのワーキンググループを年に 1 回以上開催し、令和 8 年度末までに、圏域での医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

項 目	目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の開催回数	1 回以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人

第4章 障害福祉サービスの見込量

1. 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴や排せつなどの介助、食事の介護などを行うサービスです。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移動支援などを行うサービスです。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行うサービスです。

サービスの種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
居宅介護	利用者数(人)	8	8	8	8
	利用時間(時間分)	79	89	89	89
重度訪問介護	利用者数(人)	0	0	0	1
	利用時間(時間分)	0	0	0	70
同行援護	利用者数(人)	0	1	1	1
	利用時間(時間分)	0	10	10	10
行動援護	利用者数(人)	0	0	0	1
	利用時間(時間分)	0	0	0	10
重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0	0
	利用時間(時間分)	0	0	0	0

※人：実利用人数 時間分：1月あたりの総利用時間

【見込量確保のための方策】

居宅介護事業所は町内に 1 か所ありますが、同行援護や行動援護に対応できる事業所はありません。サービス利用の希望があった場合に速やかにサービス提供に繋がられるよう、町内にある事業所だけでなく、近隣市町の事業所とも連携を図り、事業所の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

② 自立訓練（機能訓練）

身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者に、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションなどに関する相談及び助言、必要な支援を行うサービスです。

③ 自立訓練（生活訓練）

生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害又は精神障害を有する障害者に、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言、必要な支援を行うサービスです。

④ 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業で就労することが困難な障害者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力向上のために必要な訓練や職場実習を行うサービスです。

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等から一般就労へ移行し、生活面に課題が生じている人について、生活状況の把握や企業や関係機関等との連絡調整等の支援を行うサービスです。

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

⑨ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などに短期間の入所をさせ、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

サービスの種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
生活介護	利用者数(人)	33	32	32	32
	利用日数(人日分)	677	701	701	701
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	1	0	0	1
	利用日数(人日分)	3	0	0	15
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	2	1	0	1
	利用日数(人日分)	20	20	0	180
就労移行支援	利用者数(人)	4	0	1	1
	利用日数(人日分)	35	0	22	22
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	11	10	10	10
	利用日数(人日分)	186	220	220	220
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	28	25	25	25
	利用日数(人日分)	468	460	460	460
就労定着支援	利用者数(人分)	0	1	1	1
療養介護	利用者数(人分)	6	6	6	6
短期入所 (ショートステイ)	利用者数(人)	2	3	3	3
	利用日数(人日分)	9	14	14	14

※人：実利用人数　人分：1月あたりの実利用人数　人日分：1月あたりの総利用日数

【見込量確保のための方策】

地域生活への移行を進める観点から、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び就労定着支援事業は重要な役割を担っており、利用者の増加が見込まれます。事業所との連携を図り一般就労への移行・定着を進めます。

また、短期入所については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ態勢が確保されるよう、事業所の確保に努めます。

3. 居住系サービス

① 自立生活援助

施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行し生活される人に、定期的な訪問や随時の相談対応等を行い、日常生活上の援助を行うサービスです。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

③ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

サービスの種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
自立生活援助	利用者数（人分）	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数（人分）	23	22	22	22
施設入所支援	利用者数（人分）	32	33	28	27

※人分：1月あたりの実利用人数

【見込量確保のための方策】

障害者施設や病院等から地域生活への円滑な移行のため、町内の事業所だけでなく近隣の事業所とも連携を図りながら、自立生活援助事業や共同生活援助事業を活用した地域における住まいの場の確保に努めます。

また、施設入所支援については、施設入所者の希望に沿い地域生活への移行を推進するとともに、入所を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう支援します。

4. 相談支援

① 計画相談支援

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるサービス等利用計画を作成するとともに、各種サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービスです。

③ 地域定着支援

自宅で単身生活する人などに、常に連絡体制を確保し、障害が原因となって生じた緊急の事態などの場合に相談、緊急訪問等を行うサービスです。

サービスの種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
計画相談支援	利用者数（人分）	93	101	101	104
地域移行支援	利用者数（人分）	0	1	2	3
地域定着支援	利用者数（人分）	0	0	0	0

※人分：1月あたりの実利用人数

【見込量確保のための方策】

計画相談支援については、利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援の質を確保するため、ケアマネジメントを担う人材の充実を図るとともに、計画を作成する相談支援専門員の育成を支援します。

地域移行支援・地域定着支援については、関係機関と連携し、支援が必要な方に合わせたサービスの提供を図ります。

5. 障害児支援

① 児童発達支援

小学校就学前の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害がある児童に、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

③ 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。

④ 保育所等訪問支援

障害児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障害児以外の児童との集団生活への適応のために、障害児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行うサービスです。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行うサービスです。

⑥ 障害児相談支援

障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるサービス等利用計画を作成するとともに、各種サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。

サービスの種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
児童発達支援	利用者数(人)	14	6	7	6
	利用日数(人日分)	36	36	38	35
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0
	利用日数(人日分)	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数(人)	10	21	22	19
	利用日数(人日分)	70	198	203	202
保育所等訪問支援	利用者数(人)	1	1	1	1
	利用日数(人日分)	10	1	1	1

居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0	0
	利用日数（人日分）	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数（人）	24	28	30	28

※人：実利用人数　人日分：1月あたりの総利用日数

【見込量確保のための方策】

町内にある事業所と連携を取りながら、対象児の性格にあった事業所選びができるよう近隣市町の事業所とも深く関わりを持っていきます。

第5章 地域生活支援事業の見込量

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定化された事業です。障害のある人が、障害福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、さまざまな事業による支援を行います。

1. 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人への理解を深めるために、地域社会の住民に対して、研修や啓発を行う事業です。

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民が実施する情報交換のできる交流会、地域での災害対策活動、孤立防止活動、社会活動支援、障害のある人へのボランティア活動などを支援する事業です。

③ 相談支援事業

障害のある人、その保護者、支援提供者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護などのために必要な援助を行う事業です。

現在、町の直営にて実施しており、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう相談窓口専門的職員を配置して対応しています。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用だと認められる知的障害又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援する事業です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記などを行う者の派遣などを行う事業です。

⑦ **日常生活用具給付等事業**

身体、知的、精神に障害のある人や難病患者などに対し、自立生活支援用具など日常生活用具の給付を行う事業です。

⑧ **手話奉仕員養成研修事業**

手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を修得した人を養成することで、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行う事業です。

杵藤地区では、管内3市4町が共同で手話奉仕員養成講座を開催しています。

⑨ **移動支援事業**

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う事業です。

⑩ **地域活動支援センター事業**

障害のある人へ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業です。

本町には地域活動支援センターがないため、鹿島市と協定を結び、鹿島市の地域活動支援センターを利用できるようにしています。

2. 任意事業

① **訪問入浴事業**

訪問により居宅において入浴サービスを提供することで、身体障害のある方の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

② **日中一時支援事業**

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

③ **自動車運転免許取得・改造助成事業**

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

区分	サービスの種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
	自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有
	相談支援事業	箇所数	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有
	意思疎通支援事業	利用件数	0	1	1	1
	日常生活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具	給付件数	2	0	0	0
	自立生活支援用具	給付件数	3	2	2	2
	在宅療養等支援用具	給付件数	0	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	2	0	0	0
	排泄管理支援用具	給付件数	243	319	319	319
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	1	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	1	6	1
	移動支援事業	利用者数	1	2	2	2
利用時間		35	47	47	47	
地域活動支援センター事業	利用者数	1	1	1	1	
任意事業	訪問入浴事業	利用者数	1	1	1	1
		利用回数	95	104	104	104
	日中一時支援事業	利用者数	1	2	2	2
		利用回数	5	15	15	15
	自動車運転免許取得・改造助成事業					
		自動車運転免許取得助成	利用件数	0	1	1
自動車改造助成		利用件数	1	1	1	1

第6章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

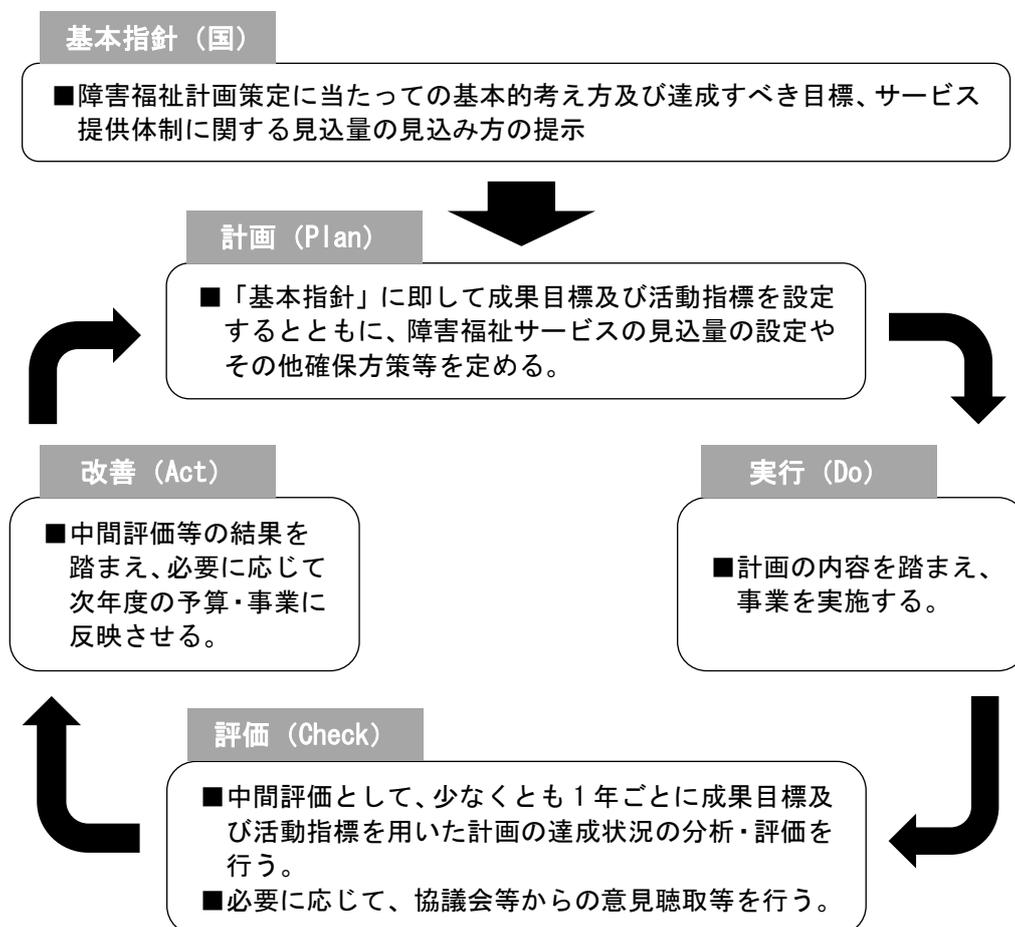
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

このため、本計画についても「PDCAサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

PDCAサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

【 障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ 】



2. 関係機関等との連携

(1) 関係機関、住民との連携

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、障害者団体、サービス提供事業者、医療機関、企業や地域住民との連携・協働体制を深めます。

(2) 庁内の推進体制

障害者福祉施策については、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら全庁が一体となって各種施策を推進します。

(3) 国・県等との連携

計画を推進するにあたっては、国及び県と連携しながら制度の改正などの変化をふまえて適切な施策展開を図ります。また、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、県や近隣市町との連携を図ります。

第7期 太良町障害福祉計画

[発行] 令和6年3月

太良町町民福祉課福祉係

〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

TEL : 0954-67-0718

FAX : 0954-67-2103

URL : <http://www.town.tara.lg.jp>



太良町
月の引力が見える町